

# 第7回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成24年2月20日

301委員会室

## 1 地方議会の会期制度について

講師：駒澤大学法学部教授 大山 礼子 氏

第29次・第30次 地方制度調査会委員

全国都道府県議会議長会 議会制度研究アドバイザー ほか

### 【講師略歴】

1954年 東京都生まれ

1979年 一橋大学大学院法学研究科修士課程修了

国立国会図書館勤務、聖学院大学助教授、同教授を経て

現在 駒澤大学法学部教授 博士（法学）

専攻 政治制度論

著書 「日本の国会－審議する立法府へ」（岩波新書、2011年）

「フランスの政治制度」（東信堂、2006年）

「比較議会政治論－ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデル」（岩波書店、2003年）

「国会学入門 第2版」（三省堂、2003年）

「岩波講座 自治体の構想4 機構」（共著、岩波書店、2002年） ほか

## 2 その他

### 【配付資料】

資料1 会期制度の考え方

資料2 欧米主要国議会の会期制度

資料3 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について（平成23年8月）

資料4 地方自治法改正案に関する意見（地方制度調査会 平成23年12月15日）

資料5 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について（平成24年2月）

## 会期制度の考え方

2012/02/20

大山礼子（駒澤大学）

### 1 会期制度とは

歴史的沿革

### 2 諸外国における会期制度改革の動向

会期の長期化

会期不継続原則の緩和

議会期（立法期・選挙期）概念の導入

### 3 帝国議会における会期制度

開会・閉会のみならず、会期の決定もすべて勅命による

議会期の概念を認めない（1会期＝1議会期）

継続審査には政府の同意が必要（実例なし）

### 4 国会改革と会期

常会の会期に関する議論～憲法改正時から「通年国会」論の登場まで

議会期概念の部分的導入

常任委員は「議員の任期中その任にある」（国会法）

衆議院総選挙のあったときは、継続審査中の議案は次会期に継続しない（参議院）

会期不継続原則

### 5 地方制度調査会での検討

当初案と「意見」との相違点

会期不継続原則は検討対象外

幅広い層の住民の参画

住民にとっての予見可能性を高める

行政監視の通年化

## 欧米主要国議会の会期制度

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
議会期	なし（衆議院議員の任期は最長 4 年、参議院議員の任期は 6 年）	2 年 下院議員の任期 2 年をもって連邦議会の 1 議会期とする。	最長 5 年 下院議員の任期（解散がなければ 5 年）を 1 議会期とする。	最長 4 年 下院議員の任期（解散がなければ 4 年）を議会期とする。 なお、上院は各州政府の代表により構成される常設機関であり、議会期の概念を持たない。	最長 5 年 下院議員の任期（解散がなければ 5 年）を 1 議会期とする。ただし、これは下院のみの制度であって、上院には議会期の概念は存在しない。
会期（常会・臨時会等の別、召集）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会期には常会、臨時会及び特別会がある。</li> <li>○常会は毎年 1 月中旬に召集され、会期は 150 日間。</li> <li>○臨時会は、内閣が特に必要と認めるとき、各院の議員の 4 分の 1 以上の要求のあったとき、衆議院議員の任期満了総選挙後及び参議院議員の通常選挙後に召集される。</li> <li>○特別会は衆議院解散後の総選挙後に召集される。</li> <li>○召集はいずれも内閣の助言と承認に基づき天皇が行う。</li> <li>○会期の延長は、両議院一致の議決により、常会は 1 回まで、臨時会及び特別会は 2 回まで行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各議会期は、西暦奇数年の第一会期と偶数年の第二会期に分かれる。</li> <li>○毎年 1 月 3 日に憲法の規定に基づき当然に開会し（通常は 1 月中の別の期日が両院一致決議で定められる）、召集行為を必要としない。閉会期日は、1970 年立法府改革法により 7 月 31 日とされているが、実際には両院の一致決議により、通常、11 月又は 12 月に閉会する。</li> <li>○閉会中、必要があるときは、大統領は臨時会を招集することができる。1948 年以降、臨時会が招集された例はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2011 年議会期固定法の成立を期に、毎年 5 月頃に議会が召集され、会期は翌年の同じ頃まで継続することとなった（かつては、総選挙の年を除き、毎年 10 月下旬から 11 月下旬までに議会が召集され、解散が行われる場合を除いて、会期は翌年の同じ頃まで継続していた）が、</li> <li>○常会、臨時会の区別はない。</li> <li>○会期終了後次の会期までの期間は 1 週間程度しかないので、実態は通年会期に近い。</li> <li>○会期中、夏期休会があるのをはじめ、クリスマス、復活祭、聖霊降臨祭等の前後も休会となる例である。</li> <li>○召集及び閉会は女王の大権事項だが、実際には政府の助言に基づいて行使され、期日の決定に当たっては与野党間で話し合いが行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会期制度をとらない（常設制）。</li> <li>○審議は長老評議会の決定する年間活動計画に従って行われる。クリスマス及び夏期は休会となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会期中、年 1 回常会が開会される。常会は 10 月の最初の平日に始まり、翌年 6 月の最後の平日に終了する。各議院は常会中に 120 日を超過して会議を開いてはならない。開会には大統領の招集行為を必要とせず、当然に開会する。</li> <li>○ただし、首相は関係議院の議長への諮問を経た後に、または、各議院の過半数の議員は、補充会議の開催を決定することができる。</li> <li>○臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、大統領により招集される。議員要求の臨時会は最長 12 日間である。</li> <li>○大統領が非常事態を宣言した場合には、議会は当然に集会する。</li> </ul>
会期不継続の原則	あり ただし、委員会及び調査会は、議院の議決により特に付託された案件を閉会中も審査することができ、この閉会中に審査した案件は次会期に継続する。	なし 議案は議会期中継続する。	あり 会期末において審議未了の法案は原則として閉会と同時に廃案となる。ただし、政府提出の公法案は、提出先の院の議決により 1 会期に限って継続することが可能であり（他院からの送付案は不可）、私法案（特定の個人、団体、地域等のみを対象とする法案）及び混合法案（公法案の規定と私法案の規定が混合している法案）は、院の議決により会期、議会期を越えて継続することが可能である。	なし 下院では、議案は議会期中、継続する。上院では、運営の便宜上、11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までを 1 職務期としており、職務期の終了は議案の継続には影響を及ぼさない。	なし 下院では、議案は議会期中継続する。上院には議会期の概念がないので、議案は原則としていつまでも継続する。ただし、提出後 3 回目の常会の開会時点で成立していない議員提出法案は、廃案となる。

# 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について

平成 23 年 8 月  
総務省自治行政局

## 1 地方議会制度

### (1) 地方議会の会期

- ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日（毎月1日以上）を条例で定める。一方、長は臨時会議の開催を請求できることとする。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定。

### (2) 臨時会の招集権

- ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

### (3) 議会運営

- ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例に委任する。
- ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

## 2 議会と長との関係

### (1) 再議制度

- ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

- ・ 収支不能再議を廃止する。

### (2) 専決処分

- ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととする。

### (3) 条例公布

- ・ 長は、条例の送付を受けた日から 20 日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

## 3 直接請求制度

- ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行 : 有権者数の 3 分の 1 (40 万を超える部分については 6 分の 1)  
→ 改正後 : 有権者数の 3 分の 1 (16 万から 40 万の部分については 6 分の 1、  
40 万を超える部分については 10 分の 1)

- ・ 条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する。

## 4 住民投票制度の創設

- ・ 大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。

※ 条例で定める大規模な公の施設の設置を議会が承認した後、住民投票を実施し、住民投票で過半数の同意がなければ、当該公の施設は設置できない。

## 5 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

## 6 一部事務組合・広域連合等

- ・ 一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
- ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

# 地方自治法改正案に関する意見

平成23年12月15日

地方制度調査会

平成23年12月15日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

地方制度調査会  
会長 西尾 勝

地方自治法改正案に関する意見

当調査会は、地方自治法改正案について調査審議した結果、別紙のとおり結論を得ましたので、意見を提出します。

## 地方自治法改正案に関する意見

当調査会は、総務省が第177回国会提出に向けて検討してきた地方自治法改正案（以下「原案」という。）について、総務大臣の要請を受けて本年8月以降審議してきた。

当調査会として、原案のうち地方六団体との間で特に議論となっている事項について、地方六団体の代表とも意見交換を重ね慎重に審議した結果、以下のとおり意見を取りまとめた。

### 1 地方議会の会期

議会が地方公共団体の意思を決定する機関として適切な役割を果たすためには、多様な住民の意見を反映し集約する機能を果たすことが期待されている。

このような観点から、なるべく幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境を整備するとともに、住民が議会の審議に参加し易くなるような仕組みも必要である。

このためには、議会制度のあり方にとどまらず、より幅広い層の住民が政治に参加できるようにする観点から労働法制を見直したり、幅広い層の住民が議員となって活動することを可能とするような議会運営の仕組みを導入したりするなど様々な方策を多面的に講じていくことが必要であると考えられる。

原案は、現行の定例会と臨時会によって構成された議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるようにするものである。この方式を選択し定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととすることによってこれまでとは異なる議会運営の方式が可能となる。

この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度化を図るべきである。



原案は、会期の始期を1月に限定することとしているが、例えば議会の議員選挙後から会期を開始する場合等も想定されることから、必ずしもこれに限定する必要はなく、会期の始期は条例に委ねることとすべきである。

また、原案は、条例で毎月1日以上 の定例日を定めることとしているが、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、会議の日については必ずしも毎月1日以上と限定する必要はないものと考えられる。この場合において、今回の制度改正の趣旨が現行の定例会・臨時会とは異なる議会運営の方式を導入することにあり、住民にとって予見可能性のある形で会議が開かれるようにするものであることを踏まえて、条例で定例日を定めることとすべきである。

通年の会期を選択した場合、議会の会議は定例日及び議長が必要と認めた日に開かれることとなる。このため、原案は、長等の議会への出席義務について、定例日及び議案が審議される日に限定することとしているが、地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである。

## 2 専決処分

専決処分は、真にやむを得ない場合に議会の権限に属する事項を長が代わって行う、いわば補充的な手段を定めた制度であり、運用にあたって制度の趣旨を逸脱することがないように、平成18年にその要件が明確化されたところである。

現行制度においては、長の行った専決処分に対し議会がこれを不承認とした場合については、その処分の効力に影響は生じず長は政治的責任のみを負うこととなっている。しかしながら、このうち条例と予算は議会の最も基本的な権限であり、これらの専決処分が不承認となった場合について何らの法的効果も生じないとされている現行制度は、そのあり方に問題が残されているものと考えられる。

議会の不承認に何らかの法的効果を生じさせる制度を導入するにあたって、

議会が不承認とした場合、当該専決処分についてはその時点から将来に向かって法的な効力を失わせるという制度も考えられるが、一方で円滑で安定的な行政運営や既に形成された法律関係等による利害関係者等に生じる影響等を考えれば、慎重に検討する必要があるものと考えられる。

原案は、専決処分の効力そのものには影響を与えず長に対して将来に向かって一定の措置をとることを義務付けるものであって、専決処分によって既に生じた法律関係にも配慮されており、その制度化を図るべきである。

長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれることとすべきである。

条例は基本的には議会も提案することが可能であるため、条例の専決処分の不承認については長の措置義務の対象から除外するというものも考えられるが、長が行った専決処分に対し議会で不承認とされた以上、専決処分を行った長が自ら当該条例について検討を加えるべきである。

### 3 直接請求制度

#### (1) 解散・解職の請求に必要な署名数要件等

直接請求制度は、地方自治制度に特徴的な住民の権利として位置づけられており、どの地方公共団体においても必要な場合には有効に機能するようにしておくことが望ましい。

直接請求のうち、議会の解散及び議員、長又は主要公務員の解職の請求については、特に人口が多い地方公共団体において必要な署名の収集が事実上困難であることから、平成14年改正により有権者数40万超の部分について署名数要件が1/3から1/6に緩和された。しかしながら、この改正後においても都道府県や政令指定都市で請求が成立したのは1件のみであり、依然として

人口が多い団体では機能しにくい状況にある。

長と議会の対立が深刻化したときなどには、住民の主体的な行動により事態を打開する途が実質的に開かれた状態にしておくことが必要であると考えられる。

このような見地から、都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべきである。

署名収集期間については、現行制度では都道府県2ヶ月、市町村1ヶ月となっているが、政令指定都市には一部の県よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集期間について都道府県と同様に2ヶ月に延長すべきである。

## (2) 条例の制定・改廃の請求対象

直接請求のうち条例の制定・改廃請求の対象については、地方自治法制定時（昭和22年）にはその対象の制限はなかったが、昭和23年の改正によって地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例が除外された。

この改正は、地方自治法制定直後（昭和22年5月3日）から昭和23年改正の施行日直前（昭和23年7月31日）までの間、電気ガス税を中心とした地方税の減税を求める税条例の改正請求が多数行われ、そのほとんどが否決されたこと等の事情を踏まえて行われたものである。

しかしながら、地方税をはじめとする地方公共団体の収入に関する事項について住民の意思が適確に反映されることは、住民自治の観点から極めて重要である。

昭和22年当時は、いまだ戦後まもない時期であり住民の経済状況も極度に逼迫していた事情もあってこのような改正が行われたものと考えられるが、経済状況も大きく変化した今日、本来あるべき姿に立ち戻り、住民自治の充実・

強化の観点から地方税等に関する事項を条例制定・改廃請求の対象とすることを基本とすべきであると考ええる。

住民に身近な使用料や手数料などについて直接請求の対象から除外されていることにより、受益と負担の関係について住民自らが真剣に議論する契機が失われている状態にあるとも考えられる。

直接請求がなされた場合においても、実際に条例の制定・改廃が行われるためには議会の議決が必要であり、最終的な判断は議会に委ねられている。地方税等に係る住民からの提案について議会が真剣な審議を行うことは議会の活性化にも資するものであり、この点からも地方税等に関する事項を直接請求の対象とすることについては意義があるものと考えられる。

地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、長年、地方税等に係る条例が直接請求の対象とされてこなかったこと等を踏まえ、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50分の1となっている署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。また、直接請求の対象となる地方税等の収入の増減に見合う歳出を明らかにした上で議会で審議することが必要であるという指摘もある。

以上を踏まえ、対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等について更に検討を加えた上で制度化を図るべきである。

一方、制度化にあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮も必要である。また、ギリシャの財政危機に端を発した世界経済の不安定な状況が続いており、我が国においても社会保障・税一体改革についての議論が進められている。このような状況を踏まえれば、制度化の時期については、今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要がある。

#### 4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

我が国の地方自治制度の基本は代表民主制であり、住民の選挙を通じて選ばれた長や議会がまず、住民の意思を反映する役割を果たすことが前提である。

一方、地方公共団体の行政運営に対する住民の信頼の確保や住民の参加の観点等から、各地方公共団体においては現在も色々な住民意思の把握手法が活用されており、条例に基づく諮問的な住民投票についてもこれまで様々な形で実施されている。

このような状況を踏まえ、代表民主制を補完する制度の一つとして、住民投票制度を法制化し、投票によって示された住民の意思に地方公共団体が法的に拘束される制度の導入について途を開くことは、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるための有益な試みであると考えられる。

制度化にあたっては、地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から制度の導入を一律に義務付けるのではなく、条例で選択する仕組みとすべきであり、長及び議会が適切な情報を住民に積極的に提供し住民が十分な情報を得た上で投票を行うことができるような仕組みとすべきである。

原案は、受益と負担の関係や将来世代への負担のあり方について住民の関心が高いことを踏まえ、住民が直接利用する中核的な行政サービスである大規模な公の施設の設置に住民投票の対象を限定することとしており、当該施設の設置について、条例を制定することによって住民投票の対象とすることを可能とするものである。

具体的には、長が大規模な公の施設の目的、位置、予定事業費及び財源を明らかにした上で、その設置について議会に承認を求め議会の承認が得られた場合に限って住民投票を実施することとしている。この手続により、議会審議等を通じてその対象に係る必要な情報や論点が住民に明らかにされるとともに、議会の役割すなわち代表民主制と直接参政制度との調和に配慮されていると考えられる。

しかしながら、長と議会が承認した場合に住民投票を実施する仕組みでは、長や議会の側に住民投票を導入しようとする動機が働かないのではないかと、いう指摘もある。また、大規模な公の施設の設置を住民投票により決定することについては、施設の設置場所や規模など多様な論点があるにもかかわらず、結果として設置の是非のみが問われることとなり、その手法として適当ではないのではないかと、いう考え方もある。

一方、住民投票を制度化するのであれば、その対象は、大規模な公の施設の設置ではなく、地方公共団体の存立に関わる重要な事項である市町村の廃置分合や長と議会が対立した案件等とすべきではないかという考え方もある。

さらに、住民投票の効果については、その拘束力が及ぶ期間のあり方についても検討する必要がある。

以上を踏まえ、拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実の観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべきである。

## 5 一部事務組合等

平成の合併は平成22年3月末までで一区切りとされたところであるが、基礎自治体への権限移譲の進展や複雑多様化する住民サービスへの対応などを考慮すれば、基礎自治体の行財政基盤の強化は依然として必要である。

その手法として、市町村間での事務の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要があり、一部事務組合等についてもこのような観点から制度の見直しが必要である。

一部事務組合等からの脱退については、現行制度では、構成団体に脱退の意思があっても全構成団体の議会の議決を経て行う協議が整わなければ脱退できないこととされている。

そのため、一部事務組合等の設立後長期間経ったことによる事情変更などがあっても事務処理の枠組みを容易に変更できないという支障が生じることとな

っており、このことが、新たに広域連携を活用することに踏み出すことに躊躇する一因にもなっているものと考えられる。

このような状況を踏まえると、原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきである。

制度化にあたっては、一部事務組合等の安定的な運営に影響が生じないようにするため、予告期間については、十分な期間を設けることが必要である。原案は2年という長期の期間をとることとしており、この点についても適切な配慮が行われているものと考えられる。

なお、一部事務組合等からの脱退については、これに伴う財産処分やその後の事務処理体制の構築などの課題があることから、これらの事項を構成団体に誠実に協議し予告期間内に適切な結論が得られるよう努力すべきである。

# 地方自治法の一部を改正する法律案（概要）について

## (1) 地方議会制度

### ① 地方議会の会期

- ・地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

### ② 臨時会の招集権

- ・議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

### ③ 議会運営

- ・委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例に委任する。
- ・本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

## (2) 議会と長との関係

### ① 再議制度

- ・一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。
- ・収支不能再議を廃止する。

### ② 専決処分

- ・副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- ・条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

### ③ 条例公布

- ・長は、条例の送付を受けた日から 20 日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

## (3) 直接請求制度

- ・解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

## (4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

- ・国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

## (5) 一部事務組合・広域連合等

- ・一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
- ・一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- ・広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。



## ＜「地方自治法改正案に関する意見」を受けた修正点等について＞

(情報提供の趣旨)

平成 23 年 3 月 3 日付けで貴団体に対して情報提供した地方自治法の一部を改正する法律案は、第 30 次地方制度調査会からの「地方自治法改正案に関する意見（平成 23 年 12 月 15 日）」を受けて修正することとなりました。

このため、修正内容を貴団体に対して改めて情報提供するものです。

(「地方自治法改正案に関する意見」を受けた修正点)

地方自治法改正案に関する意見（抄）	修正の概要
<p>1 地方議会の会期</p> <p>○ この方式を選択する途を開くことによって、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度化を図るべき。</p> <p>※ 会期の始期は条例に委ねることとすべき。</p> <p>※ 会議の日については必ずしも毎月 1 日以上と限定する必要はない。</p> <p>※ 一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべき。</p>	<p>○新第 102 条の 2 関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会期の始期は条例に委ねることとする。</li></ul> <p>→第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「一月中の」を削除。</p> <p>第 4 項中「翌年」を「同日後の最初」と改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会議の日は毎月 1 日以上と限定しないこととする。</li></ul> <p>→第 6 項中「、毎月一日以上」を削除。</p> <p>○第 121 条関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一定の手続を経た場合には長等の出席義務を免除することとする。</li></ul> <p>→第 121 条に以下のただし書を加える改正規定を追加。</p> <p>「ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。」</p>
<p>2 専決処分</p> <p>○ 長のとる措置の内容については、議会が不承認とした趣旨を踏まえ補正予算や条例改正案の提出及び予算の未執行部分の執行停止を行うことが基本となるものと考えられるが、これら以外にも長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うこともこの措置に含まれ</p>	<p>○第 179 条関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長のとる措置の内容を明文上例示しないこととする。また、長が議会や住民に対して専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から、議会へ報告することとする。</li></ul> <p>→第 179 条に一項を加える改正規定を以下のとおりとした。</p>

<p>ることとすべき。</p>	<p>「前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」</p>
<p>3 直接請求制度</p> <p>(1) 解散・解職の請求に必要な署名数要件等</p> <p>○ 都道府県や政令指定都市等一定規模以上の有権者数を有する地方公共団体については、有権者数や住民の投票数の実態等も踏まえて署名数要件を見直すべき。</p>	<p>○第 76 条第 1 項及び第 4 項、第 80 条第 1 項及び第 4 項、第 81 条並びに第 86 条第 1 項及び第 4 項等関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有権者数が 80 万を超える普通地方公共団体について以下のとおり署名数要件を緩和</li> </ul> <p> <math display="block">\left( \begin{array}{l} 80 \text{ 万を超える数} \cdots \cdots 8 \text{ 分の } 1 \\ 40 \text{ 万超 } 80 \text{ 万以下} \cdots \cdots 6 \text{ 分の } 1 \\ 40 \text{ 万以下} \cdots \cdots \cdots 3 \text{ 分の } 1 \end{array} \right)</math>     以上を合算した数   </p> <p>(参考：当初協議時)</p> <p>(1) 有権者数が 16 万を超え 40 万以下の普通地方公共団体</p> <p> <math display="block">\left( \begin{array}{l} 16 \text{ 万を超える数} \cdots \cdots 6 \text{ 分の } 1 \\ 16 \text{ 万以下} \cdots \cdots \cdots 3 \text{ 分の } 1 \end{array} \right)</math>     以上を合算した数   </p> <p>(2) 有権者数が 40 万を超える普通地方公共団体</p> <p> <math display="block">\left( \begin{array}{l} 40 \text{ 万を超える数} \cdots \cdots 10 \text{ 分の } 1 \\ 16 \text{ 万超 } 40 \text{ 万以下} \cdots \cdots 6 \text{ 分の } 1 \\ 16 \text{ 万以下} \cdots \cdots \cdots 3 \text{ 分の } 1 \end{array} \right)</math>     以上を合算した数   </p>
<p>(2) 条例の制定・改廃の請求対象</p> <p>○ 地方税等に関する事項を直接請求の対象とするにあたっては、当面は、地方税全てを対象とするのではなく一部の税目に限定したり、50 分の 1 となっている署名数要件を地方税等については引き上げたりするといった方策をとることも考えられる。</p> <p>○ 対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等について更に検討を加えた上で制度化</p>	<p>○第 12 条第 1 項、第 74 条第 1 項及び第 291 条の 6 第 1 項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正を見送ることとするため、改正規定を削除。</li> </ul>

<p>を図るべき。</p> <p>○ 一方、制度化にあたっては、地方公共団体の財政運営に与える影響や地方財政の極めて厳しい現状等への考慮、世界経済の不安定な状況、我が国においても社会保障・税一体改革についての議論が進められている。このような状況をふまえれば、制度化の時期については、今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要。</p>	
<p>4 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の創設</p> <p>○ 拘束的住民投票制度の導入は、住民自治の充実に観点から意義を有すると考えられるものの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから、引き続き検討すべき。</p>	<p>○新第 244 条の 3、新第 244 条の 4、第 262 条第 2 項等関係</p> <p>・改正を見送ることとするため、改正規定を削除。</p>